

あっせん状況について

平成15年4月
日本証券業協会

平成15年1月から平成15年3月までの間に、あっせん委員により和解が成立した事案は8件であり、その主なものは次のとおりである。
なお、同期間中におけるあっせんの不調打ち切り事案は26件で、また、同期間中におけるあっせん申立件数は36件であった。

支部名	あっせん 受付年月	申立人	被申立人	紛争の概要 (申立人及び被申立人の主張)	申立人の 請求金額	紛争解決の状況
東京	平 14.6	個人 (83 歳)	証券会社	<申立人の主張> 扱者は、金融経済知識がほとんどなく高齢である等の商品理解力のない申立人に勧誘を行い、国債及び銀行定期預金を株式投信及び株式に転換させ、売買を繰り返していた。扱者の勧誘に、申立人は「はいはい、有利で大丈夫なら、お任せします」の繰り返しで、申立人の理解は「年金の足しになる」との当初の説明を信用したものであった。 <被申立人の主張> 申立人は、約 20 年に亘り公社債、投信、株式等を売買し、他社でも証券取引を行っているものと認められ、また、相場状況が悪化して損失が発生してくると勧誘を受けても取引しないことがあった。さらに、扱者は、申立人に投資勧誘を行う際は、訪問し時間をかけて説明資料により説明していた。 以上からすれば、申立人が取引能力を全く欠いていたとはいえない。	600 万円	平成 15 年 1 月、あっせん委員は、申立人は高齢であり、必ずしも商品理解力を有しなかったと思われること、取引がさらに年齢を重ねた時期に増加していること、他方で、申立人の自署と思われる署名のなされた預り証が交換されており、証券取引について全く理解力を欠いていたものでもないと考えられるとして、双方に互譲を求めた結果、申立人に 140 万円を支払うことで和解成立。
東京	平 14.11	個人 (35 歳)	証券会社	<申立人の主張> 申立人は、株式信用取引の新規買建の取引報告書を受理した。口座開設時に説明された取引開始基準を満たしていなかったのでおかしいと思いつつ放置しておいたが、扱者からの連絡もなかったため、被申立人に対し、本件取引は無断買付であると申し出た。 <被申立人の主張> 扱者は、本件取引を申立人に勧めようとしたが、連絡がとれなかった。しかし、良い銘柄があったら買っても良いような発言が事前にあったので、本件取引を行った後に連絡をした際に明確な拒否の発言がなかったため、事後承諾を得られたものと思っていた。	178 万円	平成 15 年 1 月、あっせん委員は、無断買付であることは被申立人が認めていること、申立人が取引報告書を受け取っているにも拘らず放置していたことは相当の過失があること等を指摘し、双方に互譲を求めた結果、申立人に 89 万円を支払うことで和解成立。

支部名	あっせん 受付年月	申立人	被申立人	紛争の概要 (申立人及び被申立人の主張)	申立人の 請求金額	紛争解決の状況
大阪	平 14.11	個人 (59 歳)	証券会社	<申立人の主張> 扱者から勧誘を受けて株式信用取引の新規売建を行ったが、その際、売り建てた銘柄が信用取引規制銘柄に該当し委託保証金の率の引上げの措置が執られているとの説明（本件説明）は受けなかった。翌日、扱者から追加の現金保証金の要請があったが、本件説明を受けていないことから、キャンセルするよう指示したにも拘らず扱者は応じなかった。その後、反対売買をしたところ損失が発生した。 本件説明を事前に聞いておれば本件取引は行っていない。 <被申立人の主張> 扱者が本件取引を勧誘する際、本件説明を行っていないことは認めるが、扱者が取引の翌日に追加の現金保証金について説明したところ、一旦はキャンセルの申出があったものの、その後、追認を受け、現金保証金の入金を受けた。	278 万円	平成 15 年 1 月、あっせん委員は、信用取引の新規売建を行う際、当該株式が規制銘柄に該当し追加の現金保証金が必要となるか否かは、投資判断を行うに当たっての重要な要素であるから、申立人に事前に本件説明を行わなかった点について扱者に落ち度がある等として、双方に互譲を求めた結果、申立人に 30 万円を支払うことで和解成立。
東京	平 14.10	個人 (68 歳)	証券会社	<申立人の主張> スプレッド取引を勧められ信用取引口座を開設した際、仕組み及びリスク等に関する説明を十分に受けなかった。また、信用取引開始後、明確な発注をしていないにも拘らず、扱者は、あたかも発注がなされたものとして、頻繁な売買を継続した。さらに、売買が継続する中で、損益の中間報告を度々求めたが、扱者は応じなかった。 <被申立人の主張> 信用取引口座開設に当たり、扱者のほか支店長からもリスク等を含めた内容説明を十分行った。また、扱者は、取引の都度事前に連絡した上で執行した。なお、支店長が過去の取引経緯及び損益状況を説明した際、申立人はその内容を理解した。	490 万円	平成 15 年 2 月、あっせん委員は、申立人の信用取引はスプレッド取引を行うことが前提だったが、本来のスプレッド取引は一度も行われなかったこと、売買回数からみて過度な取引とみなされかねない状況であること、また、申立人においても、過去の投資経験等からみて、本件取引に関しての理解・認識が全くないという主張にも問題があることを認め、双方に互譲を求めた結果、75 万円を申立人に支払うことで和解成立。

支部名	あっせん 受付年月	申立人	被申立人	紛争の概要 (申立人及び被申立人の主張)	申立人の 請求金額	紛争解決の状況
名古屋	平 15.1	個人 (51 歳)	証券会社	<申立人の主張> 申立人は、家族に知られないよう旧姓・旧住所により取引を行っていたが、被申立人からの要請により、取引が家族に知られないよう連絡先を旧住所とすることを条件に氏名・住所等の変更手続きを行い、また、諸通知送付先指定届を提出したところ、発行会社数社からの通知が自宅に郵送され、証券取引を行っていることが家族に知られ、家族間に不和が生じ、また、家族に知られることとなった株式の一部について引渡しの請求を受けている。 よって、精神的苦痛に対する慰謝料及び家族からの株券の一部の引渡し請求による個人財産の遺失補償を求める。 <被申立人の主張> 慰謝料については、申立人に精神的苦痛を与えたことは、被申立人の事務手続きミスが原因であることは明らかであり、その責に應じるが、個人財産の遺失補償については、株式の名義を家族名義に書き換える等の行為は申立人の自由意思により行えるものであり、申立人に遺失による損失が生じたとは認め難く、その責に應ずることは出来ない。	200 万円	平成 15 年 2 月、あっせん委員は、通知書等が申立人の申入れに反して自宅に郵送され、申立人の証券取引が家族に知られ、そのため家庭内不和が生じたことにより申立人の被った精神的苦痛に対する慰謝料の請求はある程度妥当なもの、また、家族からの株券の一部の引渡し請求による個人財産の遺失補償については、引渡しは申立人の自由意思により行えるものであり、また、実際に引渡しはなされていないことを考えあわせると、その遺失利益を請求することは難しいと判断し、申立人に和解金額として 40 万円を支払うことを提示したところ、双方がこれを受諾して和解成立。
東京	平 14.10	個人 (78 歳)	証券会社	<申立人の主張> 申立人の所有する株式につき、扱者は、所有目的である株主優待を受けられるから任せて欲しいと申立人に告げ、本件株式を高値で売却し安値で買い戻したと申立人に資料を提示した。 その後、一部を除き経過説明はなく、また、送付された書類について、保管するよう指示された。 扱者から送付された預り知らぬ売買記録により、本件株式を所有していないことが判明したが、申立人は本件株式を手放す意思はなかった。 <被申立人の主張> 申立人は、扱者が本件株式の売却による資金運用を勧誘した際、申立に係る株式の売却を決定し、その後、「今後は任せる」と取引を一任した。 申立人は、長年に亘る証券取引の経験から、証券取引が絶対に利益となるものではないことを理解しながら、扱者に取引を一任し、被申立人から送付される報告書により取引の状況を全て確認していたものである。	1,520 万円	平成 15 年 2 月、あっせん委員は、申立人は高齢であり配偶者の死亡により判断能力が低下していたものと思われること、扱者は申立人に対し、取引一任勘定取引である旨及びその危険性について、また、その後の取引経過について、必ずしも十分な説明を行っていなかったと思われること、申立人においては、これらの取引について了解していると受け止められるような事実があったことを認めたことから、双方に互譲を求めた結果、申立人に 820 万円を支払うことで和解成立。

支部名	あっせん 受付年月	申立人	被申立人	紛争の概要 (申立人及び被申立人の主張)	申立人の 請求金額	紛争解決の状況
東京	平 14.11	個人 (65 歳)	証券会社	<申立人の主張> 扱者は、申立人の保有する投信 1 銘柄を、無断で他の投信 2 銘柄に乗り換えた。 <被申立人の主張> 扱者は、申立人から「資産が投信 1 銘柄に集中しており心配である」旨の相談を受け、翌月募集予定の投信への乗換えを提案したところ、申立人が当該乗換の意向を示したことから、翌月、申立人に改めて連絡せずに当該乗換えを行った。 扱者は申立人から本件投信買付の意向を受けていることから、無断売買との主張を受け容れることはできないが、約定の経緯から、申立者が本件投信の商品性について必ずしも十分な理解を持つに至ったかどうかは疑問なしとしない。	300 万円	平成 15 年 3 月、あっせん委員は、双方に互譲を求めた結果、被申立人が解約価格で算出した評価損金額の 3 分の 1 相当の支払い義務があることを認め、申立人に 98 万円を支払うことで和解成立。